

令和4年3月11日

各 所 属 長 殿

会 計 課 長

三重県警察債権管理適正化要領の制定について（通達）

この度、三重県公債権の徴収に関する条例（昭和39年三重県条例第13号）及び三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例（平成26年三重県条例第2号）に基づき、三重県警察が所管する三重県の債権の管理に関し、別添の「三重県警察債権管理適正化要領」を定め、本日から実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

別添

三重県警察債権管理適正化要領

第1 目的

この要領は、三重県公債権の徴収に関する条例（昭和39年三重県条例第13号。以下「公債権条例」という。）及び三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例（平成26年三重県条例第2号。以下「私債権条例」という。）に基づき、三重県警察が所管する三重県の債権の管理に必要な細則的事項を定めることを目的とする。

第2 債権の種類

この要綱で取り扱う債権は次に掲げるものとする。

なお、強制徴収公債権（公債権条例第2条に規定する債権（以下「公債権」という。）のうち、個々の法令により強制徴収手続が規定されている債権をいい、放置違反金等が該当する。）については、別の規程による。

1 非強制徴収公債権

公債権のうち、個々の法令により強制徴収手続が規定されていない債権（手当の過払金等）

2 私債権

私債権条例第2条第2号に規定する債権（両当事者の合意に基づいて発生する債権（公用車の交通事故等による損害賠償金等））

第3 債権管理の具体的取組

1 債権発生状況の実態把握及び情報共有

(1) 債権発生所属の役割

債権発生の原因となった所属の長（以下「債権発生所属長」という。）は、債権が発生した場合は、次に掲げる事項を当該債権に係る事務を所掌する所属の長（以下「担当所属長」という。）へ連絡する。

ア 債権の発生理由

イ 債権額

ウ 債務者の住所、氏名、年齢、職業及び連絡先（債務者が法人である場合は、住所、名称、代表者の氏名及び連絡先）

エ 債務者の弁済能力

オ その他担当所属長が必要と認める事項

(2) 担当所属の役割

ア (1)の連絡を受理した担当所属長は、(1)アからオまでに掲げる事項を確認し、警務部会計課長（以下「会計課長」という。）へ連絡するとともに、債権発生所属長と連携し、債務者との連絡調整を行うものとする。

イ 担当所属長は、債務者が履行期限までに債権金額を納付しない場合は、これを督促するとともに、債権発生所属長と連携し、債務者に対して納入指導を行うものとする。

ウ 担当所属長は、債権発生所属長と連携し、債務者の所在及び連絡先を把握し、必要に応じて所在調査及び財産調査を行うものとする。

(3) 会計課の役割

ア (2)アの連絡を受理した会計課長は、速やかに三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「会計規則」という。）第13条に規定する調定及び納入の通知を行うものとする。

イ 会計課長は、担当所属長と連絡を密にし、債権金額の収納に努めるものとする。

2 債権の記録及び資料の保管

会計課長は、歳入科目が弁償金（これに係る過年度収入を含む。）となる債権、履行期限を過ぎても未納の債権等、特別に管理が必要と認められる債権が発生したときは、速やかに債権管理簿（様式第1）に債権の内容、徴収に係る履歴等を記録するとともに、債権管理簿の副本を作成し、担当所属長に送付するものとする。

3 債権回収の強化

担当所属長は、会計課長と協議の上、次に掲げる事項を実施し、債権の保全・回収のための的確な措置を講ずるものとする。

(1) 督促の徹底

ア 債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、督促状（様式第2）により、期限を指定してこれを督促しなければならない。この場合において、督促の発送期日は、原則として履行期限経過後20日以内、督促状において指定する履行期限を督促状を発する日から起算して10日を経過した日とする。

なお、督促状送付後、債務者が履行しないときは、必要に応じて督促状の履行期限の翌日から20日以内に催告状（様式第3）を送付し、さらに履行しないときは、催告状送付の翌日から30日後に、再度、催告状を送付する。

イ 督促をした場合においては、公債権にあつては延滞金を、私債権にあつて

は遅延損害金を徴収しなければならない。

(7) 金額は、次の式により算定する。ただし、私債権の場合で、損害の賠償又は違約金について債務者と特約をしたときはそれに従う。

$$\text{未払額} \times \text{納付(履行)期限の翌日から納付(履行)の日までの日数} \times \frac{\text{利率(※)}}{365 \text{ (日)}}$$

なお、算定においては、次の事項に従う。

- a 利率(※)は、公債権にあつては公債権条例第6条第2項に定める率、私債権にあつては民法（明治29年法律第89号）第404条に定める率とする。
 - b 未払額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。
 - c 算定した金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。
 - d 年当たりの割合は、^{じゅん} 閏年の年を含む期間についても365日当たりの割合とする。
- (イ) 履行期限までに納付されなかったことについて、次に掲げる事由がある場合は、延滞金等及び遅延損害金を減免することができる。
- a 債務者が災害、病気その他自己の責に帰することができない理由により納付の資力を失ったとき。
 - b 債務者が交通の途絶によりやむを得ず納付できなかったとき。
 - c 債務者が法令により身体を拘束された場合において、他に納付する者がいないとき。
 - d 債権の徴収に関する書類の送達について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達について困難な事情があると認められる場合に、その送達に代えて公示送達をしたとき。
 - e 滞納金の徴収の猶予を決定したとき。
 - f 滞納処分の執行を停止したとき。
 - g その他特に必要と認めるとき。

(2) 納付指導

迅速かつ適切に納付交渉、納付指導を行い、早期回収につなげるものとする。

(3) 所在及び財産調査

次により、可能な限り地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」と

いう。) 第240条第2項に基づく措置として調査を実施することとする。

ア 所在調査

住民票及び戸籍の入手、勤務先の確認などにより、滞納者の所在の把握に努める。

イ 財産調査

債務者の協力が得られる場合にあっては資産や収入の申告書を徴収し、債務者の協力が得られない場合にあっては法務局、運輸局、金融機関、電話会社、保険会社その他の機関へ調査協力を要請する。

(4) 時効の更新等

債権の時効による消滅を防止するため、時効更新の手続を確実に行うものとする。具体的には、(1)の督促を実施することにより初回の督促に限り時効が更新されるほか、債権金額の一部を納付させることにより時効が更新される。

なお、時効の期間等は、債権の種類により次のように異なることから留意すること。

ア 公債権

時効の期間は、個別の法律に定めがある場合を除き5年（自治法第236条第1項）で、期日の到来によって、債務者の時効消滅の主張（援用）を必要とせず自動的に時効が完成する。

イ 私債権

時効の期間は、個別の法律に定めがある場合を除き、私債権の種類に応じてそれぞれ次のとおりであり、期日が到来しても債務者の時効消滅の主張（援用）がなければ債権が消滅しない。

(ア) 不法行為による損害賠償請求権

損害及び加害者を知った時から3年又は不法行為の時から20年（民法第724条）

(イ) その他の私債権

権利を行使できることを知った時から5年又は権利を行使できる時から10年（民法第166条第1項）

(5) 法的措置

公債権条例第9条及び私債権条例第8条の規定により履行期限までに納付しない者に対して督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、徴収停止又は履行期限の特約等（私債権に限る。）の措置を採る場合その他特別の事情があると認められる場合を除いて、担保権の実行、強制執行又は

訴訟手続による履行の請求の措置を採らなければならない。

(6) 履行期限の繰上げ

公債権条例第10条及び私債権条例第9条の規定に基づき、次に掲げる履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく債務者に対し履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。

ア 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。

イ 債務者が自ら担保を滅失し、又は損傷したとき。

ウ 債務者が担保を供する義務を負いながらこれを供しないとき。

エ 債務者である法人が解散したとき。

オ 債務者が死亡した場合において、相続人が限定承認をしたとき。

カ その他法令又は契約に基づき債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたとき。

4 債権の適切な整理

担当所属長は、債務者の状況並びに債権の回収可能性及び回収に要する経費を考慮し、会計課長と協議の上、法令等に基づいた次に掲げる債権整理の手続を実施することを検討するものとする。

(1) 徴収停止

公債権条例第12条及び私債権条例第11条の規定により履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次に掲げる事項のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

ア 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

イ 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

ウ 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(2) 分割納付

原則は一括納付であるが、債務者の生活状況などにより一括納付できない場合には債務承認及び分割納付誓約書（様式第4）により分割納付させることができる。分割納付誓約書は債務者からの提案に過ぎず、(3)の履行延期の特約には該当しない。分割納付の期間は、最長で2年間とし、やむを得ない事情がある場合は原則として5年を超えない範囲内とすることができる。

(3) 履行延期の特約等

債務者が無資力又はこれに近い状態である等、私債権条例第12条第1項各号の事由があるときは、債務者から履行延期申請及び分納誓約書（様式第5）を受理し、申請内容を審査の上、次に掲げるところにより、私債権の履行期限を延長する特約を付することができる。この特約を付した場合は、履行延期の承認通知書（様式第6）により債務者に通知しなければならない。

なお、当該私債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

ア 履行期限を延長することができる期間

履行期限（履行期限後に履行延期の特約等をする場合には当該履行延期の特約等をする日）から5年（私債権条例第12条第1項第1号又は第5号に該当する場合にあっては、10年）以内において、その延期に係る履行期限を定めなければならない。ただし、さらに履行延期の特約等をすることを妨げない。

イ 延納担保の提供等

債権の保全上必要があると認めるときは、債務者に対し、期限を付して、次に掲げる事項のうち必要な措置をさせるものとする。

- (ア) 担保の提供、増担保の提供、保証人の変更その他担保の変更をすること。
- (イ) 債務名義を取得すること。
- (ウ) 債務証書を提出させること。
- (エ) 官公署に資産等の調査を行うことについての同意書を提出させること。

ウ 履行延期の特約等の条件

次に掲げる趣旨の条件を付するものとする。

- (ア) 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めること。
- (イ) 次の場合には、当該債権の全部又は一部について、当該延長に係る履行期限を繰り上げることができること。
 - a 債務者が三重県の不利益にその財産を隠し、損ない、若しくは処分したとき、若しくはこれらのおそれがあると認められるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたとき。
 - b 当該債権の金額を分割して履行期限を延長する場合において、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠ったとき。
 - c 私債権条例第10条第1項に掲げる理由が生じたとき。

d 債務者が(7)の条件その他の当該履行延期の特約等に付された条件に従わないとき。

e その他債務者の資力の状況その他の事情の変化により当該履行期限の延長に係る履行期限によることが不適当となったと認められるとき。

エ 延納利息の徴収

履行延期の特約等をする債権の金額（1,000円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた額）に、履行期限の翌日からその延長に係る履行期限までの日数に応じ、会計規則第81条第1項の知事が別に定める率を乗じて計算した金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を延納利息として徴収するものとする。ただし、次に掲げる事項に該当するときは、この限りでない。

(ア) 私債権条例第12条第1項第1号に該当するとき。

(イ) 履行延期の特約等をする債権が貸付金に係る債権その他の債権で既に利息を付することとなっているものであるとき。

(ウ) 履行延期の特約等をする債権が利息、延滞金その他法令又は契約の定めるところにより一定期間に応じて付する加算金に係る債権であるとき。

(エ) 履行延期の特約等をする債権の金額が2,000円未満であるとき。

(オ) 延納利息を付することとして計算した場合において、当該延納利息の額の合計額が1,000円未満であるとき。

(4) 債務の免除

私債権条例第13条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため、履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後においてなお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。これらの免除をする場合は、議会の議決は要しない。

(5) 私債権の放棄

私債権条例第14条の規定により、次のア及びイの私債権及びこれに係る損害賠償金等に係る私債権については、放棄することができる。ただし、あらかじめ三重県総務部長と協議しなければならない。

ア 次に掲げるいずれかに該当するもの

(ア) 私債権条例第11条の規定による措置を採った私債権について、当該措置

を採った日から3年を経過した日以後においてもなお同条各号のいずれかに該当する事由が認められるとき（消滅時効の期間が経過するまでに同条各号のいずれかに該当しなくなると見込まれる事由があるときを除く。）。

- (イ) 債務者が死亡し、当該債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該私債権に優先して弁済を受ける債権（自治法第240条第4項第1号に掲げる債権を含む。）及び三重県以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

イ 消滅時効の期間が経過したもの（債務者が援用をしていないものに限る。）であって、次のいずれかに掲げる事由があると認められるもの

- (ア) 債務者に差し押さえることができる財産がないとき。
- (イ) 強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- (ウ) 債務者の所在及び差し押さえることができる財産が共に不明であるとき。

第4 権限の委任等

債権関係の事務については、別表のとおり委員会等の職員等に対する知事の権限の一部委任等に関する規則（昭和42年三重県規則第16号）により警察本部長及び警察署長に委任されているとともに三重県警察事務の決裁に関する訓令（平成6年三重県警察本部訓令第5号）により専決が規定されている。

なお、警察署長に委任された債権事務に関しては、第3の1から3までの会計課長が行う事務を警察署長が行うものとする。

別表

1 三重県公債権の徴収に関する条例関係

公債権の事務	警察本部 (専決)	警察署 (委任)	備 考
① 第3条の徴収猶予及び減免	部長	署長	注
② 第4条第2項第2号ハの額の決定(使用料の還付)	課長	署長	
③ 第5条の督促	課長	署長	
④ 第6条の延滞金に係る徴収及び減免	課長	署長	
⑤ 第8条の強制徴収公債権の処分(滞納処分)	課長		
⑥ 第9条の非強制徴収公債権の担保の処分等及び強制執行の措置	課長	署長	
⑦ 第10条の履行期限の繰上げ	課長	署長	
⑧ 第11条の公債権の申出等及び公債権の保全措置	課長	署長	
⑨ 第12条の非強制徴収公債権の徴収停止	部長	署長	

注 委員会等の職員等に対する知事の権限の一部委任等に関する規則により行政財産の使用許可に係る徴収猶予及び減免については専決と規定されているため、当該事務に係る通知書等の発出者は三重県知事となるので注意すること。

2 三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例関係

私債権の事務	警察本部 (専決)	警察署 (委任)	備 考
① 第5条第1項の債権の管理の体制の整備に係る事務	課長	署長	
② 第6条の督促	課長	署長	
③ 第7条の遅延損害金に係る徴収及び減免	課長	署長	
④ 第8条の担保の処分等及び強制執行の措置	課長	署長	
⑤ 第9条の履行期限の繰上げ	課長	署長	
⑥ 第10条の私債権の申出等及び私債権の保全措置	課長	署長	
⑦ 第11条の徴収停止	部長		
⑧ 第12条の履行延期の特約等	部長		
⑨ 第13条の免除	部長		警察署発生分は警察本部で実施
⑩ 第14条の私債権の放棄	本部長		
⑪ 第16条の情報の提供	本部長		債権処理計画策定

様式第 1

債 權 管 理 簿

債　務　者						
氏　　　名	電話番号	職　業	住　　　所		相手コード	
債　権　の　内　容　等						
発　生　日	債　権　額	債　権　発　生　理　由				
担当所属(係)	示　談　日					
調定年月日	調定決議番号	調　定　額	納　期　限	督促年月日	催促年月日	催促年月日
債権の整理状況（履行期限延長・徴収停止・不納欠損処分等）						
年　月　日	種　　　別	内　　　　　　　容				
収納年月日	収納金額	残額(未納額)	収納年月日	収納金額	残額(未納額)	

[illegible]

様式第2－1（私債権）

督 促 状	
発 第 号 年 月 日	
(債務者 住所又は所在地) (氏名又は名称) 様	
納 入 通 知 書 番 号	
未 納 金 額	円
未 納 金 の 内 容	
指 定 期 限	年 月 日
1 上記の金額が履行期限までに完納されていませんので、先に送付してあります納入通知書により上記指定期限までに納入してください。 2 未納金額については、その金額につき履行期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年〇パーセント（履行期限の翌日における民法第404条に定める法定利率）の割合で計算した遅延損害金が徴収されることとなります。 3 指定期限までに完納されないときは、強制執行を行うことがあります。 三重県警察本部長 印 ※ 本状の到着前に既に納付済みの場合は、あしからず御了承ください。 ※ 納入通知書等を紛失された場合、又はこの督促状についての問い合わせ、納付相談等につきましては、下記担当者まで御連絡ください。 三重県警察本部 課 担当 (警察署 課) 電話	

様式第 2 - 2 (公債権)

督 促 状	
(納入義務者 住所又は所在地)	
(氏名又は名称) 様	
納入通知書番号	
未 納 金 額	円
未納金の内容	
指 定 期 限	年 月 日
1 上記の金額が履行期限までに完納されていませんので、先に送付してあります納入通知書により上記指定期限までに納入してください。 ※この督促状を受ける前に納入済みの方は、行き違いでありますから、御了承願います。 2 未納金額については、履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(履行期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した延滞金が徴収されることとなります。この場合における年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。 3 指定期限までに完納されないときは、滞納処分又は強制執行を行うことがあります。 4 この督促(以下「処分」といいます。)について不服があるときは、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3月以内に三重県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求の裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として(三重県知事が被告の代表となります。)提起することができます。 なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。 年 月 日 三重県警察本部長 印	

様式第3－1（私債権）

催 告 状

発 第 号
年 月 日

（債務者 住所又は所在地）

（氏名又は名称） 様

未納金の内容	未 納 金 額	備 考

- 1 上記の金額の納付につきましては、督促状（催告状）により、納付していただくようお願いいたしましたが、未だ納付がありませんので、至急納付してください。
- 2 未納金額については、その金額につき履行期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年〇パーセント（履行期限の翌日における民法第404条に定める法定利率）の割合で計算した遅延損害金が徴収されることとなります。
- 3 このまま未納の状況が続きますと、強制執行を行うことがあります。

三重県警察本部長 印

※ 本状の到着前に既に納付済みの場合は、あしからず御了承ください。

※ 納入通知書等を紛失された場合、又はこの催告状についての問い合わせ、納付相談等につきましては、下記担当者まで御連絡ください。

三重県警察本部 課 担当
（ 警察署 課） 電話

様式第3－2（公債権）

催 告 状

発 第 号
年 月 日

（債務者 住所又は所在地）

（氏名又は名称） 様

未納金の内容	未 納 金 額	備 考

- 1 上記の金額の納付につきましては、督促状（催告状）により、納付していただくようお願いいたしましたが、未だ納付がありませんので、至急納付してください。
- 2 未納金額については、その金額につき履行期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、三重県公債権の徴収に関する条例（昭和39年三重県条例第13号）に規定する割合で計算した延滞金が徴収されることとなります。
- 3 このまま未納の状況が続きますと、強制執行を行うことがあります。

三重県警察本部長 印

※ 本状の到着前に既に納付済みの場合は、あしからず御了承ください。

※ 納入通知書等を紛失された場合、又はこの催告状についての問い合わせ、納付相談等につきましては、下記担当者まで御連絡ください。

三重県警察本部 課 担当
（ 警察署 課） 電話

様式第 4

債務承認及び分割納付誓約書

年 月 日

三重県警察本部長 殿

住所又は所在地
氏名又は名称

私は、三重県に対して（いつの何の債権がいくら残っているかを明確に記載すること）及び同債権に課される延滞金の債務があることを承認します。

本件債務については、下記に記載された「1 納付計画」のとおり誠意をもって、これを履行することを誓約するとともに、「2 確認事項」に記載された内容を承諾します。

記

1 納付計画

1	年 月 日	円	7	年 月 日	円
2	年 月 日	円	8	年 月 日	円
3	年 月 日	円	9	年 月 日	円
4	年 月 日	円	10	年 月 日	円
5	年 月 日	円	11	年 月 日	円
6	年 月 日	円	12	年 月 日	円
合 計					円

2 確認事項

- (1) 分割納付の履行中も残元金に対して延滞金が発生します。
- (2) 本件納付計画は、期限の利益を付与されるものではありません。
- (3) 本件納付計画において、その納付を怠ったときは、滞納処分を受けても異議はありません。

様式第 5

履行延期申請及び分納誓約書

年 月 日

三重県警察本部長 殿

住所

氏名

下記理由により、本件未納額について納付の履行延期をお願いいたしたく申請します。

なお、私は、三重県に対して下記弁償金の未納額があることを承認するとともに、今後、下記納付計画のとおり誠意をもって、これを履行することを誓約します。

記

1 債務者

2 未納額

円
〔 年 月 日、示談書()に基づく損害額〕
上記金額とは別に遅延損害金(年〇%)が発生します。
(分割納付の履行中も元金に対して遅延損害金が発生します。)

3 履行延期

(1) 理由

(2) 延期期間
年 月 日まで

4 納付計画

1	年 月 日	円	6	年 月 日	円
2	年 月 日	円	7	年 月 日	円
3	年 月 日	円	8	年 月 日	円
4	年 月 日	円	9	年 月 日	円
5	年 月 日	円	10	年 月 日	円

※ 様式は債権の内容に応じて適宜変更することができる。

納 付 計 画					
11	年 月 日	円	36	年 月 日	円
12	年 月 日	円	37	年 月 日	円
13	年 月 日	円	38	年 月 日	円
14	年 月 日	円	39	年 月 日	円
15	年 月 日	円	40	年 月 日	円
16	年 月 日	円	41	年 月 日	円
17	年 月 日	円	42	年 月 日	円
18	年 月 日	円	43	年 月 日	円
19	年 月 日	円	44	年 月 日	円
20	年 月 日	円	45	年 月 日	円
21	年 月 日	円	46	年 月 日	円
22	年 月 日	円	47	年 月 日	円
23	年 月 日	円	48	年 月 日	円
24	年 月 日	円	49	年 月 日	円
25	年 月 日	円	50	年 月 日	円
26	年 月 日	円	51	年 月 日	円
27	年 月 日	円	52	年 月 日	円
28	年 月 日	円	53	年 月 日	円
29	年 月 日	円	54	年 月 日	円
30	年 月 日	円	55	年 月 日	円
31	年 月 日	円	56	年 月 日	円
32	年 月 日	円	57	年 月 日	円
33	年 月 日	円	58	年 月 日	円
34	年 月 日	円	59	年 月 日	円
35	年 月 日	円	60	年 月 日	円

様式第 6

年 月 日

様

三重県警察本部長 印

履行延期の承認通知書

年 月 日付けで申請がありました（ ）
納付の履行延期については、下記のとおり承認しましたので通知します。

あなたの納付計画は下記のとおりですので、確実に履行してください。履行が困難な事態が生じた場合は、直ちに当職まで連絡し、指示を受けてください。

- なお、次に掲げる一に該当した場合には、承認を取り消します。
- 1 下記の納付計画で定めた内容についての履行を正当な理由なく怠ったとき。
 - 2 当職が徴収上必要と認めて行う質問、資料の提出又は参考事項の報告の求めに対し、正当な理由なく従わないとき。
 - 3 あなたの資力の状況その他事情の変化により、履行を延期することが不適当となったと認められるとき。

記

履行延期を承認した期間		年 月 日 ～ 年 月 日			
履行延期を承認した金額		円		利 息	年 %
摘 要					
納 付 計 画					
1	年 月 日	円	6	年 月 日	円
2	年 月 日	円	7	年 月 日	円
3	年 月 日	円	8	年 月 日	円
4	年 月 日	円	9	年 月 日	円
5	年 月 日	円	10	年 月 日	円

〔事務担当 三重県警察本部 課 TEL：059-222-0110（内線） 〕

※ 様式は債権の内容に応じて適宜変更することができる。

納 付 計 画					
11	年 月 日	円	36	年 月 日	円
12	年 月 日	円	37	年 月 日	円
13	年 月 日	円	38	年 月 日	円
14	年 月 日	円	39	年 月 日	円
15	年 月 日	円	40	年 月 日	円
16	年 月 日	円	41	年 月 日	円
17	年 月 日	円	42	年 月 日	円
18	年 月 日	円	43	年 月 日	円
19	年 月 日	円	44	年 月 日	円
20	年 月 日	円	45	年 月 日	円
21	年 月 日	円	46	年 月 日	円
22	年 月 日	円	47	年 月 日	円
23	年 月 日	円	48	年 月 日	円
24	年 月 日	円	49	年 月 日	円
25	年 月 日	円	50	年 月 日	円
26	年 月 日	円	51	年 月 日	円
27	年 月 日	円	52	年 月 日	円
28	年 月 日	円	53	年 月 日	円
29	年 月 日	円	54	年 月 日	円
30	年 月 日	円	55	年 月 日	円
31	年 月 日	円	56	年 月 日	円
32	年 月 日	円	57	年 月 日	円
33	年 月 日	円	58	年 月 日	円
34	年 月 日	円	59	年 月 日	円
35	年 月 日	円	60	年 月 日	円